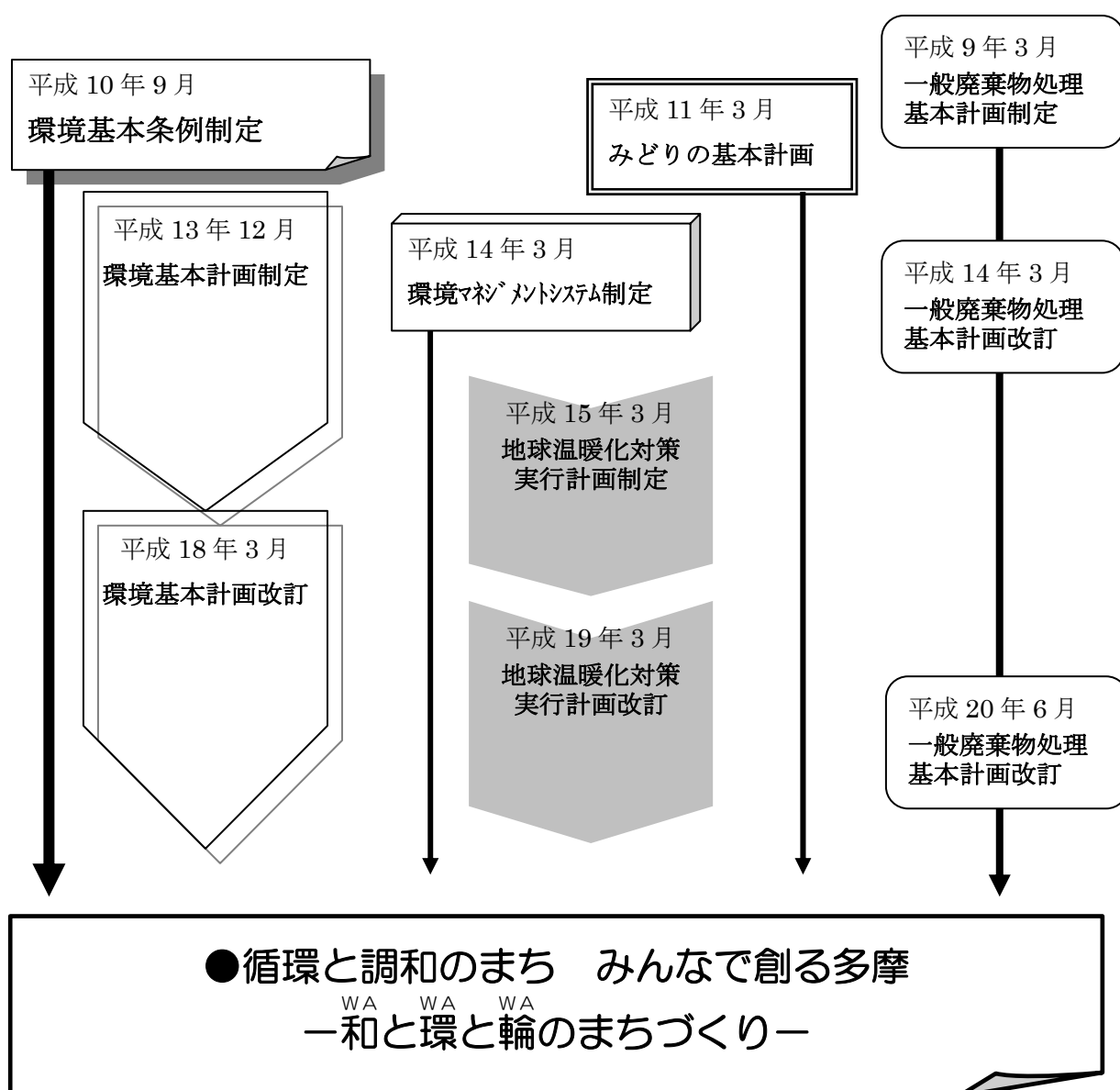


第2章

環境問題への取組みと体制

1. 環境に関する取組みの経緯

多摩市は、計画的な開発により発展してきた経緯もあり、他のまちに比べ良好な環境に恵まれています。緑の多さは都内有数といえますし、昔ながらの多摩の面影を残す雑木林や田畑、街道筋の風景などの歴史文化を感じさせるものも残されています。しかし、ごみの削減やみどりの保全など、課題もあります。また、ごみ問題や地球環境問題など、地域の環境だけでなく、地球環境への配慮も含めた全市をあげた新たな取組みが求められるようになっていきます。



2. 環境保全のためのプラン

1) 多摩市環境基本条例

多摩市環境基本条例では、多摩市がめざす環境の考え方を示すものとして、以下の基本理念等を定めています。

●環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行わなければならない

⇒ 良好な環境の確保（健康、安全・快適）、継承

●環境保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、全てのものの積極的な取組みと相互の協力によって行わなければならない

⇒ 自然との共生、循環、相互協力

●地球環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない

⇒ 身近なところからの行動

2) 多摩市環境基本計画

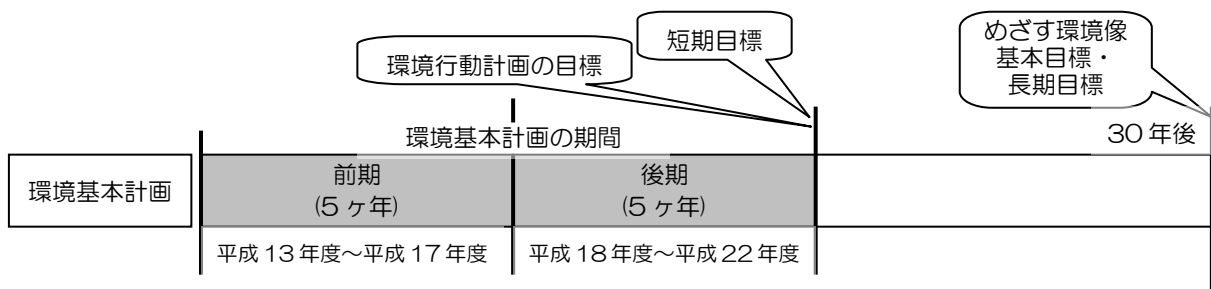
(1) 基本理念

多摩市環境基本条例の基本理念から、3つのキーワードに組み換え直し、本計画の基本理念としています。

- 調和（安全・快適、自然環境との共生） W A
: 和のまちづくり
- 循環（健康、循環） W A
: 環のまちづくり
- 協働（継承、相互協力、身近なところからの行動） W A
: 輪のまちづくり

(2) 計画の期間

本計画は、概ね30年後のめざす環境像、基本目標・長期目標を踏まえ、平成13年度を初年度とする平成22年度までの10カ年を計画期間としています。



(3) めざす環境像

本計画の基本理念をイメージ化し、めざす環境像を定めました。

●循環と調和のまち みんなで創る多摩
WA WA WA
—和と環と輪のまちづくり—

(4) 計画の目標

自然、都市環境、公害、資源・エネルギー、地球環境、環境教育・学習などに関する分野に対応して、基本目標とこれらを実現するための基本方針及び長期目標・短期目標を設定しています。

また、進捗状況を適切に把握するため、目標ごとに管理指標と目標値を掲げています。

基本目標1 うるおいと安らぎの中で人が暮らせるまち 多摩

WA
—和のまちづくり— (調和)

→ 基本方針 生態系に配慮しつつみどりや水辺を保全・創出するなど、人の生活と自然とが調和するまちづくりを進め、うるおいと安らぎの中で暮らせるまちを創ります

→ 長期目標① 自然環境の保全等

→ 長期目標② 都市環境の保全等

《指標と目標値》(平成9年度⇒平成22年度)

- ・将来にわたって持続性の高い緑地面積率(31.51%⇒約37%)
- ・河川のBODが水質汚濁に係る環境基準(河川類型Bを適用)を下回る。
- ・BOD(生物化学的酸素要求量): 3mg/L以下
- ・大栗川・乞田川の河川水量の増量をめざす
- ・アダプトの数を増やす
- ・ごみのポイ捨て、捨て看板の量や、路上駐車・放置自転車数の減少をめざすなど

基本目標2 自然の循環の中で暮らせるまち 多摩

—^{WA}環のまちづくり— (循環)

→基本方針 自らの生活・活動スタイルを変革し環境への負荷の少ない環境型社会を構築することによって、自然の循環系の中で安全で健康に暮らせるまちを創ります

- 長期目標① 公害の防止
- 長期目標② ごみの減量、資源の有効利用
- 長期目標③ エネルギーの有効活用
- 長期目標④ 健全な水循環の確保
- 長期目標⑤ 地球環境の保全等

《指標と目標値》(平成9年度⇒平成22年度)

- ・大気汚染に係る環境基準値を下回ること
- ・水質汚濁に係る環境基準を達成すること
- ・騒音に係る環境基準を達成すること
- ・ダイオキシン類濃度を把握する
- ・ごみの焼却量を平成16年度の焼却量から20%削減及び埋立処分量ゼロをめざす
- ・家庭系ごみと燃やせないごみの排出量を平成16年度の排出量から20%以上削減する
- ・電力消費量・都市ガス消費量を平成14年度レベルから4.8%の削減をめざす
- ・京都議定書議定書目標を達成するため、温室効果ガスである二酸化炭素排出量を平成14年度(2002年)レベルから4.8%削減をめざす
など

基本目標3 みんなが身近な暮らしの中で環境について考え、
行動するまち 多摩

—^{WA}輪のまちづくり—（協働）

基本方針 各々が日々の身近な暮らしの中で、環境について学び、考え、実践するとともに、パートナーシップを構築し、ともに取り組んでいくことのできるまちを創ります

→ 長期目標① 人づくり

→ 長期目標② パートナーシップづくり

→ 長期目標③ フォローアップ体制づくり

《指標と目標値》

- ・学校における環境教育の時間、特に体験学習の時間を増やす
- ・環境学習の場・機会や参加人数を増やす
- ・環境保全のための指導者・リーダーなどの人材を増やす
- ・市民参加による市の環境マネジメントシステムの確立・運営をめざすなど

3) 環境行動計画

環境行動計画は、環境基本計画に定める施策について、その目的・目標の達成への貢献度、関係者との調整の困難性、施策内容の緊急度・継続性等を勘案し、各施策の具体的な事業を抽出し、この実施状況を把握・評価し、平成 22 年度目標達成に向けた取組み等について検討しており、環境マネジメントシステムとしての性格を持っています。

環境マネジメントシステムに基づき、取組みの点検、評価、見直しを行い、確実に効果的な推進を図ります。なお、目標数は環境基本計画の管理指標に関する約 27 の目標を対象としました。

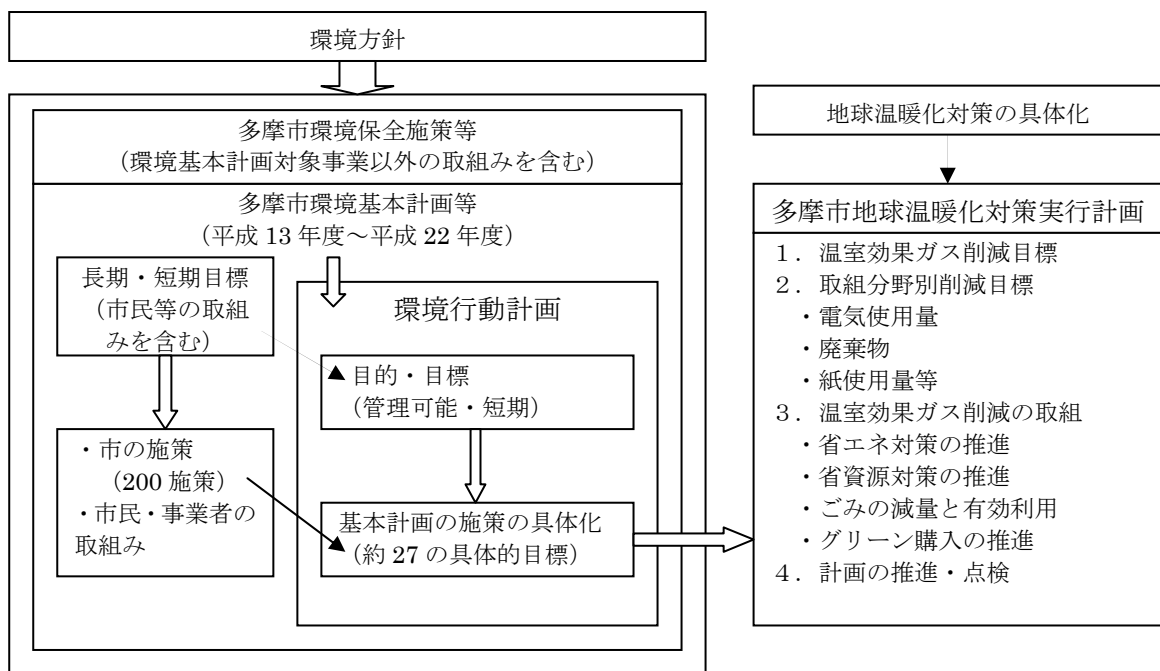
4) 多摩市地球温暖化対策実行計画

産業革命以来のわたしたちの日常生活や産業活動等の拡大により、人為的に排出される温暖化効果ガスの量が急増し、地表面の平均気温が上昇しつつあるといわれています。(地球温暖化)。地球温暖化が進むと、海面の上昇による土地浸食、水資源や食糧生産の減少、砂漠化、熱帯林等の消失、生態系の変化、生物多様性の減少等、人類や他の生物の生存基盤を脅かす様々な問題が発生します。

これらの懸念から平成17年2月に京都議定書を発効し、日本は2008年から2012年の間に、排出する温室効果ガスを1990年と比較して6%減らすことが義務付けられました。

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、地方公共団体に温暖化効果ガス排出抑制のための実行計画の策定・公表が義務付けられました。

市では、多摩市温暖化対策実行計画を、多摩市環境マネジメントシステムの行動計画の一つとして位置付け、全ての組織及び職員が、地球温暖化防止に向けた省エネルギー・省資源等のための取組みを率先して進めています。

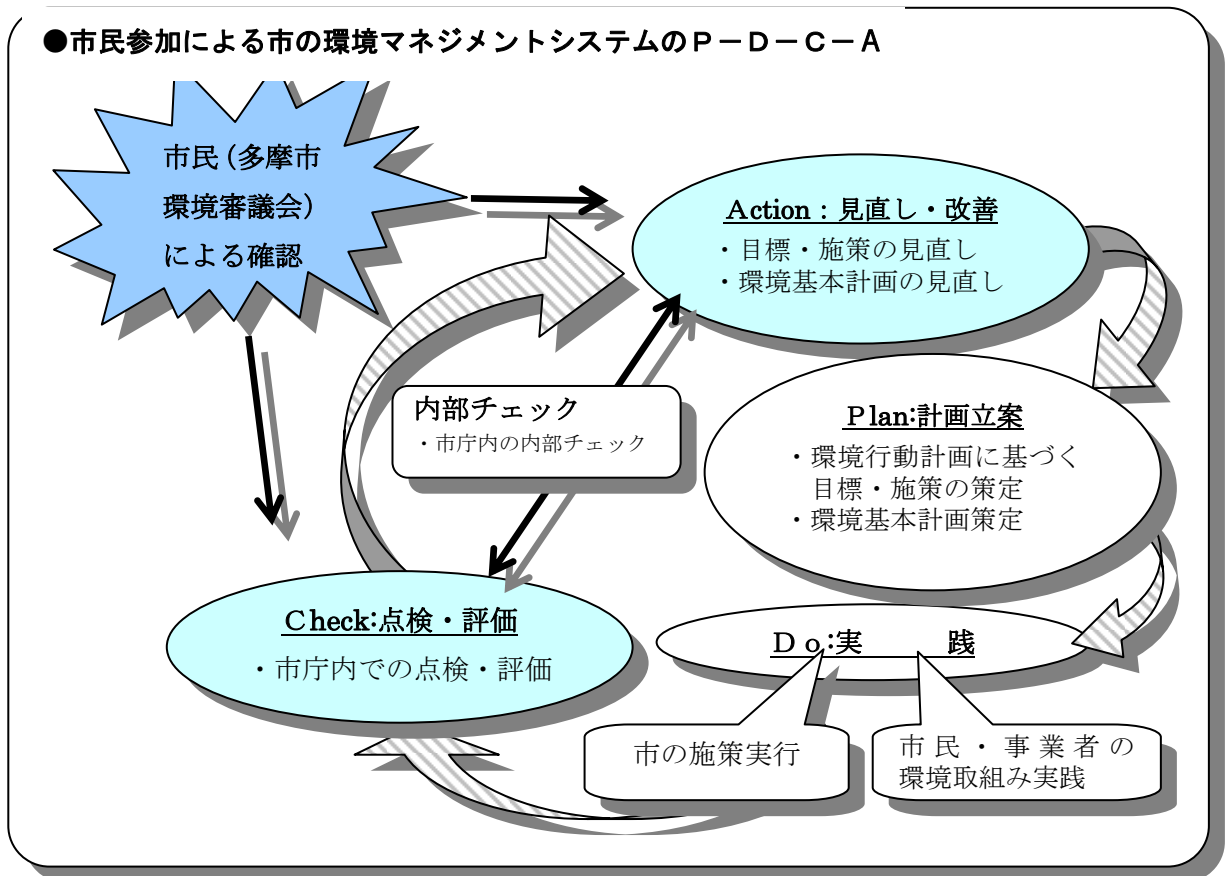


3. 計画の推進体制と進行管理

多摩市環境基本計画に掲げためざす環境像及び目標の達成のため、計画を総合的に推進する体制を整備しその充実に努めます。

1) 環境マネジメントシステム

環境保全活動に関する計画を立案（Plan）、実践及び運用（Do）、点検及び評価（Check）、見直し・改善（Action）を行うことで、継続的に改善することを目的としたシステムです。本市では市内部で環境に係る施策について点検・評価、見直し・改善を行うとともに、毎年、環境審議会による市民認証により環境報告書を発行しています。



2) 各主体の役割と連携体制

環境の保全、回復及び創造の視点からとらえ、主要な施策を決定し、その総合的推進を図ることを目的に、多摩市長を本部長とした「多摩市環境政策推進本部」を設置しました。これにより環境に関する政策等が市長の主導のもと集中審議され決定するため市長の意志がより伝わりやすくなり、各事業がそれに沿って速やかにかつ的確に、迅速に実施されることが期待されます。

